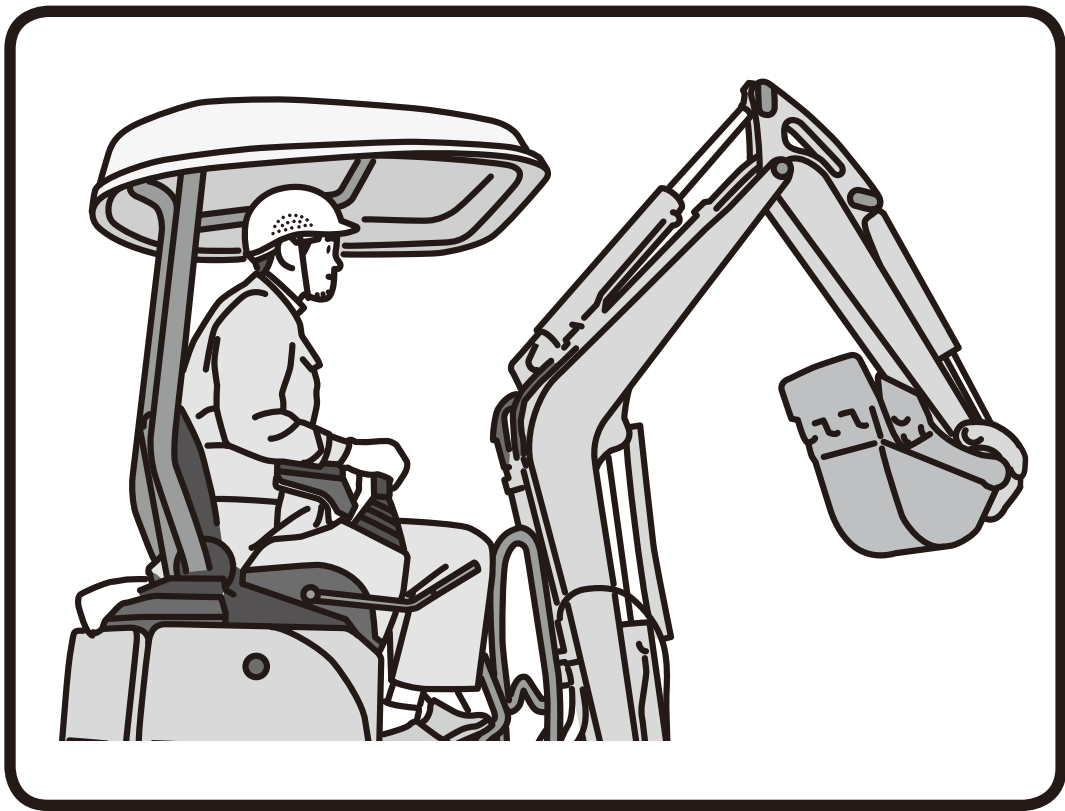


令和8年

建設工事における労働災害の現状



熊 本 労 働 局

まえがき

県内における令和7年の建設業の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、前年の234人から248人に増加し、そのうち死亡者は前年の2人から8人に大幅に増加しました。昨年の死亡災害をみますと、建設機械による災害（「労働者」ではない「作業に従事する者」の死亡災害も発生）や墜落災害、崩壊・倒壊による災害など従来型の災害が依然として発生している状況です。また、死亡者8人の年齢の内訳は、70代3人、60代3人と高齢者の割合が顕著に増加しています。

このような状況を踏まえ、労働安全衛生法が改正され、災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、同じ場所で作業を行う作業従事者（個人事業者等）に拡大され、今年4月1日から施行されています。また、高齢者の労働災害の防止を図るため「高齢者の労働災害防止のための指針」が定められ、高齢者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

建設業は所属の異なる作業者が同一場所で作業するという作業形態であり、短期間に作業内容が変化するという事業の性質から、労働災害防止対策の推進に当たっては、工事現場における統括管理を基本とし、当該現場を管理する店社が指導・援助を的確に行うことが重要です。このため、労働安全衛生関係法令の遵守はもとより、危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づく措置の実施、さらに事業者の主体的能力に応じた労働安全衛生マネジメントシステムの導入を推進させることにより、自主的な安全衛生活動を活性化し、もって、工事現場における安全衛生水準のさらなる向上を図ることとします。

熊本労働局では、令和5年度より「第14次労働災害防止推進計画（5ヵ年）」において、建設業の死亡者数を15%以上、死傷者数を5%以上減少させる目標を立て、労働災害防止対策を推進していますが、この目標達成のため、引き続き、労働災害防止団体、関係業界団体、発注者等と連携して、労働災害を減少させるための取組を推進していくこととしています。

この冊子は、各労働基準監督署に提出された労働者死傷病報告（休業4日以上）を集計・分析し、事業者や安全衛生担当者の方々の活動に資するために作成したものです。各事業場における安全衛生活動において、活用していただきますようお願い申し上げます。

令和8年5月

熊本労働局労働基準部健康安全課

目 次

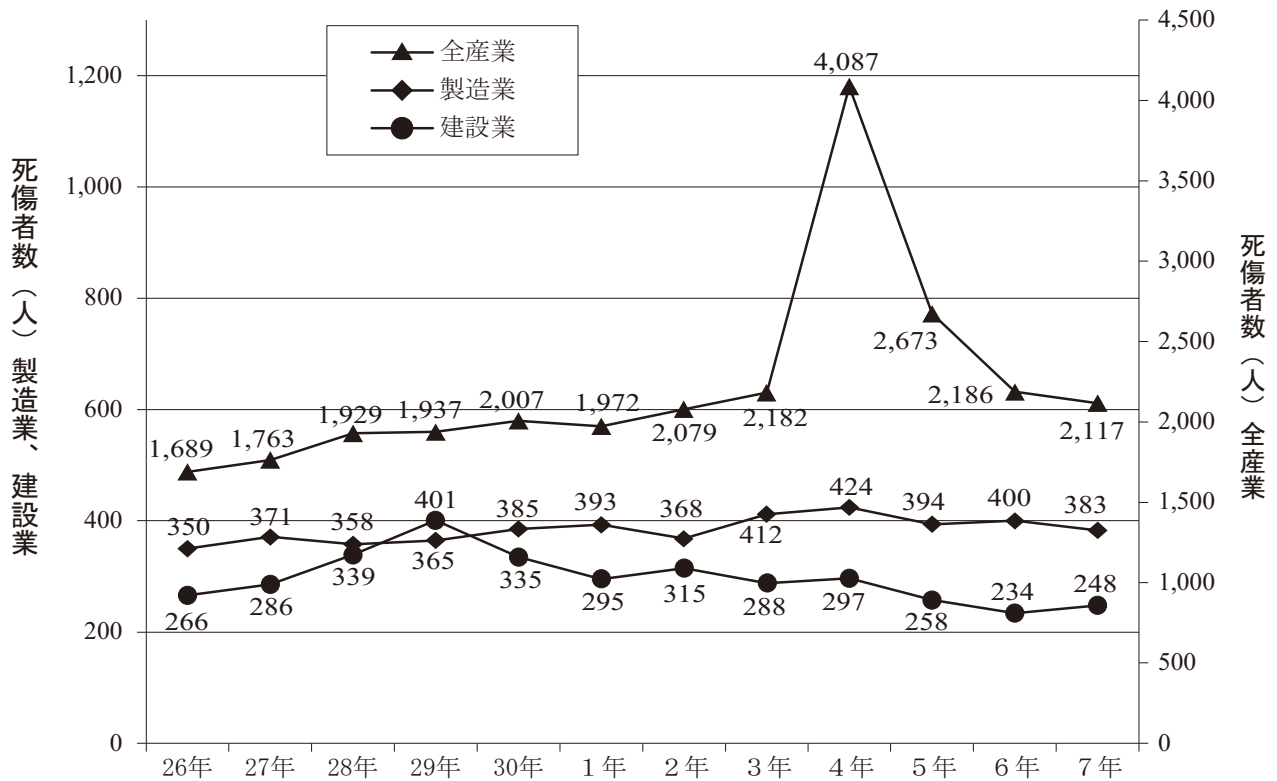
| | |
|---------------------------------|----|
| 1. 熊本県における労働災害の状況 | |
| (1) 業種別年別労働災害発生状況 | 1 |
| (2) 死傷者数の推移（全産業、建設業、製造業） | 2 |
| (3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業） | 2 |
| (4) 起因物別労働災害発生状況（建設業） | 2 |
| (5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業） | 3 |
| (6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業） | 3 |
| (7) 事故の型別労働災害発生状況（建築工事業） | 3 |
| (8) 起因物別労働災害発生状況（建築工事業） | 3 |
| (9) 年齢別労働災害発生状況（建設業） | 4 |
| (10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業） | 4 |
| (11) 年齢別労働災害発生状況（建築工事業） | 4 |
| (12) 令和7年発生の死亡災害（建設業） | 5 |
| (13) 死亡者数の推移（全産業、建設業、製造業、林業） | 6 |
| (14) 事故の型別年別死亡災害発生状況（建設業） | 7 |
| (15) 起因物別年別死亡災害発生状況（建設業） | 7 |
| (16) 発注機関別死亡災害の割合 | 8 |
| 2. 熱中症 | |
| (1) 熱中症による死傷者数（休業4日以上）の推移（熊本県内） | 9 |
| (2) 熱中症による死傷者数（休業4日以上）の推移（全国） | 9 |
| (3) 職場における熱中症対策の強化について | 10 |
| (4) キャンペーン期間（5月～9月）にすべきこと | 12 |
| 3. 災害事例 | |
| (1) 土砂崩壊（死亡） | 13 |
| (2) 後進したドラグ・ショベルに轢かれ（死亡） | 14 |
| (3) 引込線に接触し感電（死亡） | 15 |
| 4. 法改正 | |
| (1) 労働安全衛生法（略）の改正の主なポイントについて | 16 |

1. 熊本県における労働災害の状況

(1) 業種別年別労働災害発生状況

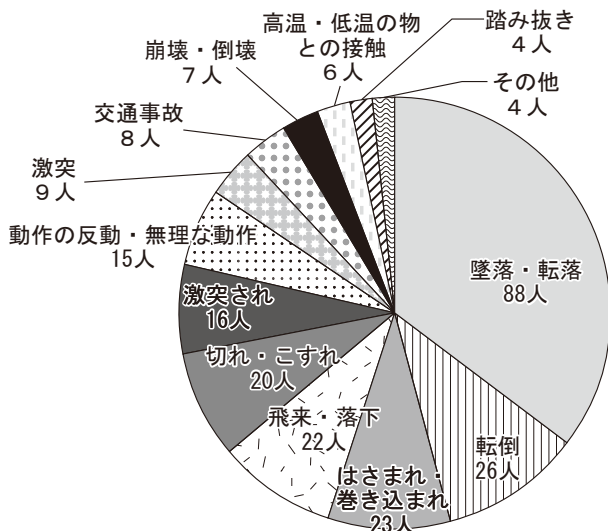
| 業 種 | 発生年 | | | 令和3年 | | | 令和4年 | | | 令和5年 | | | 令和6年 | | | 令和7年 | | |
|-------------|-----|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|-------|-------|------|----|---|
| | 死亡 | 休業 | 計 | 死亡 | 休業 | 計 | 死亡 | 休業 | 計 | 死亡 | 休業 | 計 | 死亡 | 休業 | 計 | 死亡 | 休業 | 計 |
| 01 製造業小計 | 0 | 412 | 412 | 0 | 424 | 424 | 1 | 393 | 394 | 1 | 399 | 400 | 0 | 383 | 383 | | | |
| 02 鉱業小計 | 0 | 3 | 3 | 0 | 7 | 7 | 0 | 1 | 1 | 0 | 6 | 6 | 0 | 8 | 8 | | | |
| 01 水力発電所 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 02 トンネル建設工事 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 03 地下鉄建設工事 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 04 軌道建設工事 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 05 橋梁建設工事 | 0 | 4 | 4 | 0 | 3 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 2 | 2 | | | |
| 06 道路建設工事 | 0 | 20 | 20 | 0 | 21 | 21 | 0 | 19 | 19 | 1 | 20 | 21 | 1 | 20 | 21 | | | |
| 07 河川土木工事 | 1 | 6 | 7 | 0 | 9 | 9 | 0 | 5 | 5 | 0 | 8 | 8 | 1 | 11 | 12 | | | |
| 08 砂防工事業 | 0 | 1 | 1 | 1 | 5 | 6 | 0 | 2 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | | | |
| 09 土地整理土木 | 0 | 6 | 6 | 0 | 5 | 5 | 0 | 9 | 9 | 0 | 6 | 6 | 1 | 5 | 6 | | | |
| 10 上下水道 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 0 | 1 | 1 | 0 | 5 | 5 | 0 | 1 | 1 | | | |
| 11 港湾海岸 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | | | |
| 99 その他土木 | 1 | 38 | 39 | 1 | 42 | 43 | 1 | 41 | 42 | 0 | 31 | 31 | 2 | 27 | 29 | | | |
| 01 土木工事 | 2 | 77 | 79 | 3 | 89 | 92 | 1 | 80 | 81 | 2 | 72 | 74 | 5 | 68 | 73 | | | |
| 01 鉄骨・鉄筋家屋 | 0 | 48 | 48 | 0 | 35 | 35 | 0 | 39 | 39 | 0 | 26 | 26 | 0 | 29 | 29 | | | |
| 02 木造家屋建築 | 0 | 45 | 45 | 0 | 46 | 46 | 0 | 32 | 32 | 0 | 33 | 33 | 0 | 36 | 36 | | | |
| 03 建築設備工事 | 0 | 16 | 16 | 0 | 12 | 12 | 1 | 17 | 18 | 0 | 20 | 20 | 0 | 13 | 13 | | | |
| 09 その他の建築工事 | 0 | 49 | 49 | 0 | 40 | 40 | 0 | 39 | 39 | 0 | 26 | 26 | 0 | 27 | 27 | | | |
| 02 建築工事 | 0 | 158 | 158 | 0 | 133 | 133 | 1 | 127 | 128 | 0 | 105 | 105 | 0 | 105 | 105 | | | |
| 01 電気通信工事 | 0 | 7 | 7 | 1 | 8 | 9 | 0 | 4 | 4 | 0 | 5 | 5 | 0 | 16 | 16 | | | |
| 02 機械器具設置 | 1 | 5 | 6 | 0 | 2 | 2 | 0 | 5 | 5 | 0 | 5 | 5 | 0 | 11 | 11 | | | |
| 09 その他の建設 | 0 | 38 | 38 | 0 | 61 | 61 | 1 | 39 | 40 | 0 | 45 | 45 | 3 | 40 | 43 | | | |
| 03 その他の建設 | 1 | 50 | 51 | 1 | 71 | 72 | 1 | 48 | 49 | 0 | 55 | 55 | 3 | 67 | 70 | | | |
| 03 建設業小計 | 3 | 285 | 288 | 4 | 293 | 297 | 3 | 255 | 258 | 2 | 232 | 234 | 8 | 240 | 248 | | | |
| 04 運輸交通業小計 | 1 | 185 | 186 | 0 | 215 | 215 | 0 | 212 | 212 | 2 | 199 | 201 | 2 | 214 | 216 | | | |
| 05 貨物取扱小計 | 0 | 7 | 7 | 0 | 4 | 4 | 0 | 7 | 7 | 0 | 9 | 9 | 0 | 3 | 3 | | | |
| 06 農林業小計 | 3 | 81 | 84 | 3 | 70 | 73 | 2 | 74 | 76 | 0 | 78 | 78 | 2 | 88 | 90 | | | |
| 07 畜産・水産業小計 | 0 | 39 | 39 | 0 | 47 | 47 | 0 | 37 | 37 | 0 | 30 | 30 | 0 | 41 | 41 | | | |
| 08 商業 | 1 | 318 | 319 | 4 | 325 | 329 | 2 | 292 | 294 | 0 | 306 | 306 | 1 | 298 | 299 | | | |
| 09 金融広告業 | 0 | 24 | 24 | 0 | 19 | 19 | 0 | 23 | 23 | 0 | 15 | 15 | 0 | 25 | 25 | | | |
| 10 映画・演劇業 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 | | | |
| 11 通信業 | 0 | 22 | 22 | 0 | 16 | 16 | 0 | 28 | 28 | 0 | 29 | 29 | 0 | 39 | 39 | | | |
| 12 教育研究 | 0 | 24 | 24 | 0 | 45 | 45 | 0 | 20 | 20 | 0 | 29 | 29 | 0 | 29 | 29 | | | |
| 13 保健衛生業 | 2 | 438 | 440 | 3 | 2,256 | 2,259 | 0 | 968 | 968 | 0 | 511 | 511 | 1 | 399 | 400 | | | |
| 14 接客娯楽 | 0 | 134 | 134 | 0 | 154 | 154 | 0 | 129 | 129 | 0 | 143 | 143 | 0 | 164 | 164 | | | |
| 15 清掃・と畜 | 1 | 79 | 80 | 0 | 94 | 94 | 0 | 109 | 109 | 0 | 89 | 89 | 1 | 73 | 74 | | | |
| 16 官公署 | 0 | 6 | 6 | 0 | 5 | 5 | 1 | 6 | 7 | 0 | 3 | 3 | 0 | 7 | 7 | | | |
| 17 その他の事業 | 0 | 114 | 114 | 0 | 98 | 98 | 0 | 109 | 109 | 1 | 101 | 102 | 0 | 91 | 91 | | | |
| 合 計 | 11 | 2,171 | 2,182 | 14 | 4,073 | 4,087 | 9 | 2,664 | 2,673 | 6 | 2,180 | 2,186 | 15 | 2,102 | 2,117 | | | |

(2) 死傷者数の推移（全産業、建設業、製造業）



全産業における労働災害による死傷者数は、新型コロナウイルス感染症による労働災害が減少した結果令和4年から大幅に減少しているものの、新型コロナウイルス感染症による労働災害を除くと増加傾向にある。一方、建設業における死傷者数は、熊本地震による災害復旧工事の増加によって一時的に増加したが、その後は減少傾向にあり令和6年は過去最少を記録した。

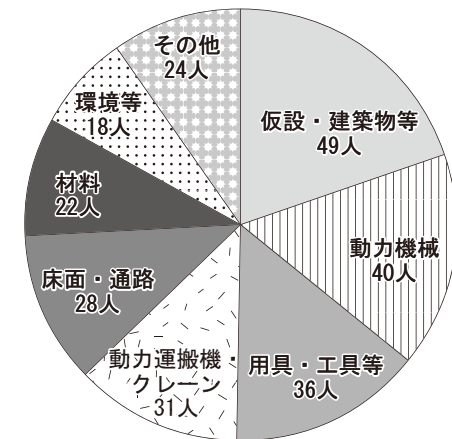
(3) 事故の型別労働災害発生状況（建設業）



建設業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数248人のうち墜落・転落88人（35.5%）が最も多く、続いて転倒26人（10.5%）、はさまれ・巻き込まれ23人（9.3%）、飛来・落下22人（8.9%）、切れ・こすれ20人（8.1%）の順となっている。

特に、墜落・転落災害については引き続き徹底した対策を講じていくとともに、転倒災害などの労働者の作業行動に起因する災害についても労働災害防止対策を着実に進めていく必要がある。

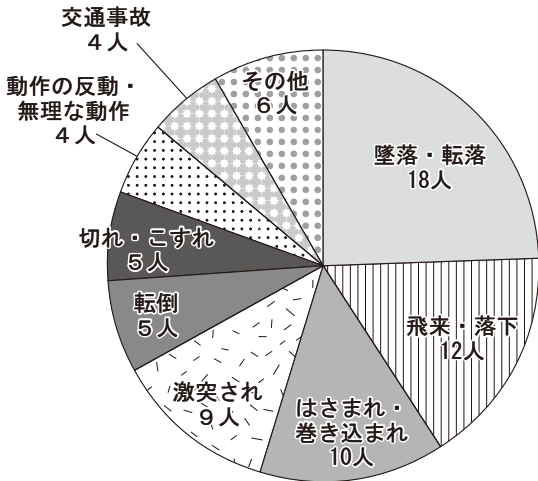
(4) 起因物別労働災害発生状況（建設業）



起因物とは、災害をもたらすもととなった物ということから、一般的には不安全な状態にあったものを指している。建設業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数248人のうち、仮設・建築物等49人（19.8%）が最も多く、続いて動力機械40人（16.1%）、用具・工具等36人（14.5%）、運搬機・クレーン31人（12.5%）、床面・通路28人（11.3%）の順となっている。

足場等の仮設物や建設機械等の機械は点検を確実にし、常時安全な状態を保持して使用する必要がある。また、作業行動に起因する災害を防止するため、作業場の整理整頓を行うとともに、作業者が安全の基本ルールに基づき作業を行うことが重要である。

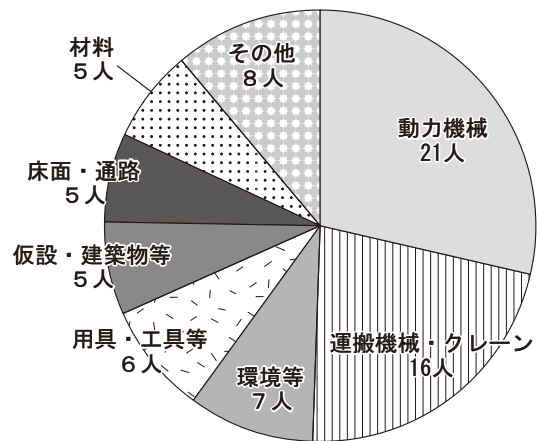
(5) 事故の型別労働災害発生状況（土木工事業）



土木工事業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数73人のうち墜落・転落18人（24.7%）、飛来・落下12人（16.4%）、はさまれ・巻き込まれ10人（13.7%）、激突され9人（12.3%）の順となっている。

作業場所、のり面等からの墜落・転落災害防止のため、足場の設置等による作業床の確保、開口部等の囲い、手すり等の設置を基本とし、困難な場合は防網の設置、要求性能墜落制止用器具の使用等を行う。また、建設機械等を使用する場合は危険箇所への立入禁止（建設機械等を用いた作業の際の作業半径内の立入禁止、運搬機械等の運行経路と歩道との完全な分離）や誘導者の配置を行い、機械のはさまれ・巻き込まれ及び接触による災害の防止対策を講じる。さらに、転倒などの労働者の作業行動に起因する災害を防止するため、4S活動などの職場環境づくりや健康づくりを実施していく必要がある。

(6) 起因物別労働災害発生状況（土木工事業）

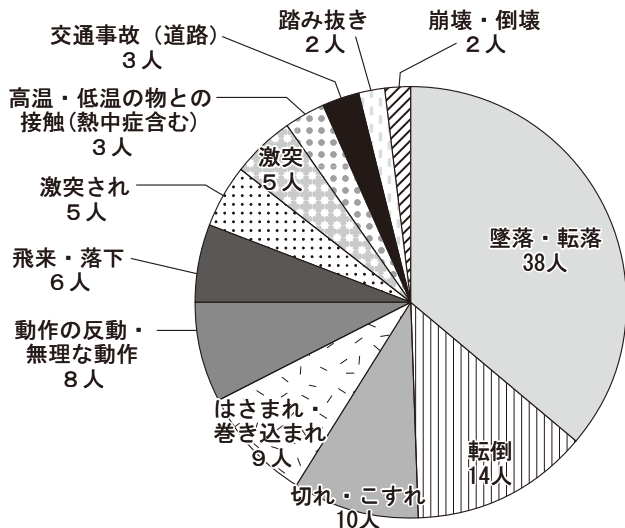


土木工事業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数73人のうち、動力機械21人（28.8%）と運搬機械・クレーン16人（21.9%）で過半数を占め、機械による災害が目立った。続いて、環境等7人（9.6%）、用具・工具等6人（8.2%）、仮設・建築物等5人（6.8%）、床面・通路5人（6.8%）、材料5人（6.8%）の順となっている。

機械災害を防止するためには、基本的なこととして、機械を操作する者は安全な操作手順を遵守するとともに、付近の作業者が機械の稼働による危険範囲に立ち入らないことを徹底する。また、機械について法令上の危害防止措置を適切に講じるとともに、リスクアセスメントを実施した場合は、リスク低減措置を講じた後の残留リスクの情報を作業者が共有することが重要である。さらに、機械の安全化として、車両系建設機械に近接センサーや監視モニターを装備し、小型移動式クレーンに過負荷防止装置を装備するなど、労働災害防止に有効な安全機能を装備する機械（高度安全機械等）とすることが望まれる。

また、熱中症予防対策を適切に講じるとともに、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」の法令を遵守していく必要がある。

(7) 事故の型別労働災害発生状況（建築工事業）

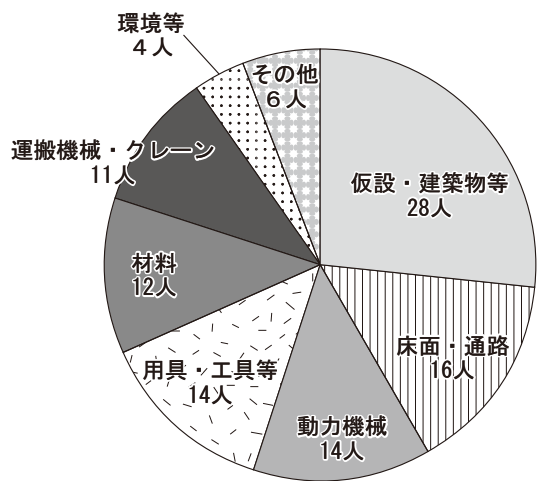


建築工事業の災害を「事故の型」別にみると、死傷者数105人のうち墜落・転落が38人（36.2%）で最も多く、続いて転倒13人（12.4%）、切れ・こすれ10人（9.5%）、はさまれ・巻き込まれ9人（8.6%）、動作の反動・無理な動作8人（7.6%）の順となっている。

墜落・転落が全体の3割以上を占めており、足場の点検の確実な実施、一側足場の使用範囲の明確化等、墜落・転落災害防止対策の充実強化を図るとともに、作業床の設置が困難な場所においては、作業が短時間であっても適切な要求性能墜落制止用器具を確実に使用するなど墜落防止対策を徹底する必要がある。

また、転倒や動作の反動・無理な動作などの作業者の行動に起因する災害についても一定の割合で発生していることから、4S活動、KY（危険予知）活動、危険の「見える化」、身体機能の維持向上のための健康づくりなどの取組を行う必要がある。

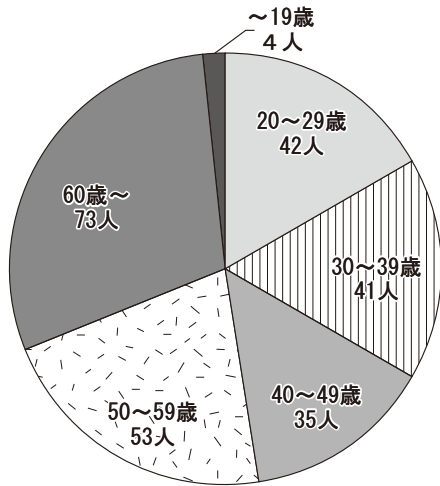
(8) 起因物別労働災害発生状況（建築工事業）



建築工事業の災害を「起因物」別にみると、死傷者数105人のうち仮設・建築物等28人（26.7%）が最も多く、続いて床面・通路16人（15.2%）、動力機械14人（13.3%）、用具・工具等14人（13.3%）、材料12人（11.4%）の順となっている。

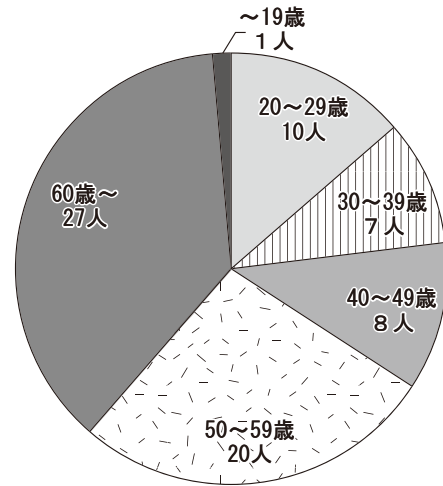
前記（7）の状況から、仮設・建築物等からの墜落・転落災害が多発していることが明らかである。足場などの仮設設備については、計画段階から安全面についての十分な検討を行い、これに基づき施工を行うことにより適正な構造要件を確保するとともに、施工中においても適宜点検、整備を励行することによりその安全を確保する必要がある。また、脚立や移動はしごなどの用具の使用はできるだけ避け、安全な作業床の確保を基本としなければならない。さらに、機械等による災害も多く発生していることから、法令上の危害防止措置を確実に講じることが重要である。

(9) 年齢別労働災害発生状況（建設業）



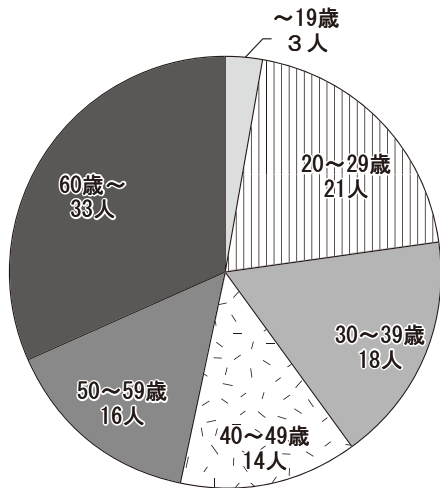
被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で73人（29.4%）、続いて50～59歳が53人（21.4%）、20～29歳が42人（16.9%）、30～39歳が41人（16.5%）、40～49歳が35人（14.1%）、19歳以下が4人（1.6%）の順となっており、依然として60歳以上の高齢労働者の割合が最も多く、他は各年代において被災している状況が見受けられる。加齢に伴い身体機能が低下することが労働災害の要因の一つとなっていることから、「高齢者の労働災害防止のための指針」に基づき高齢労働者の特性に配慮した職場環境改善などの取組みを進める必要がある。

(10) 年齢別労働災害発生状況（土木工事業）



被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で27人（37.0%）、続いて50～59歳が20人（27.4%）、20～29歳が10人（13.7%）、40～49歳が8人（11.0%）、30～39歳が7人（9.6%）、19歳以下が1人（1.4%）となっており、極端に50歳以上の被災者の割合が高く、特に60歳以上の労働者が多く被災している。今後、高齢者の雇用確保・戦力化などにより労働者の高齢化が一層進むものと予測されることから、高齢労働者の労働災害を防止することが最も重要な課題の一つといえる。

(11) 年齢別労働災害発生状況（建築工事業）

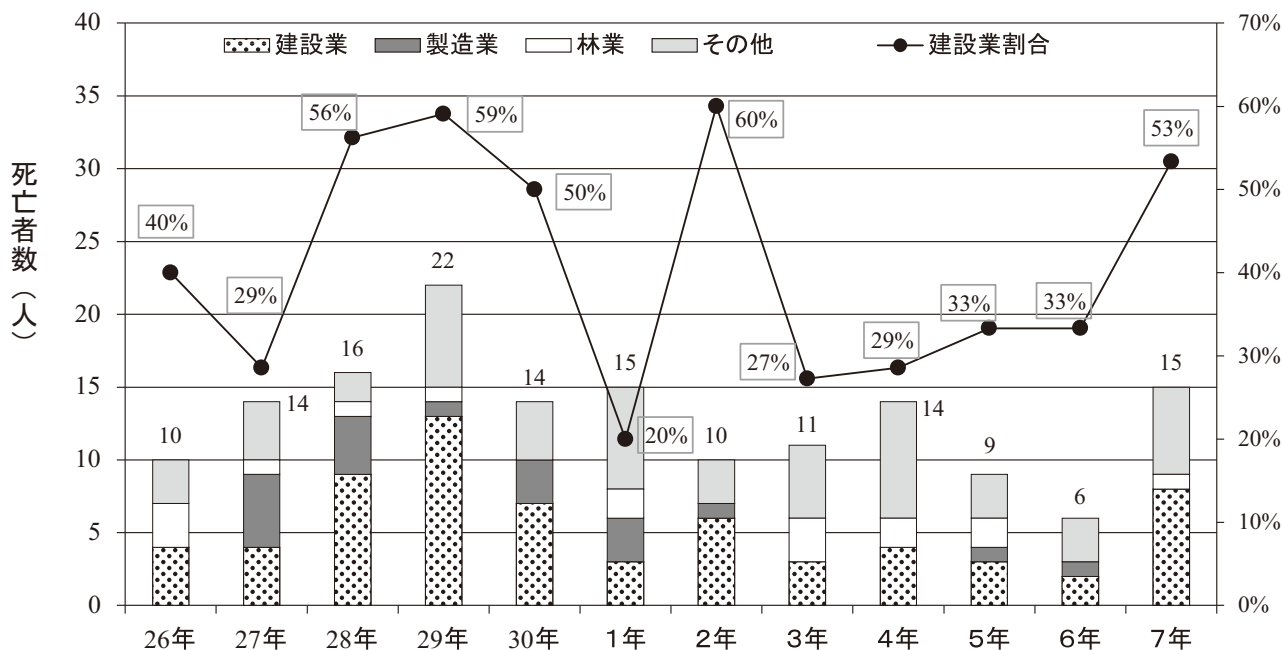


被災労働者の年齢構成をみると、最も多数を占めているのは、60歳以上で33人（31.4%）、続いて20～29歳が21人（20.0%）、30～39歳18人（17.1%）、50～59歳が16人（15.2%）、40～49歳が14人（13.3%）、19歳以下が3人（2.9%）の順となっており、60歳以上の高齢労働者が最も多く、他は各年代において被災している状況が見受けられる。

(12) 令和7年発生の死亡災害（建設業）

| No. | 発生月 | 業種 | 事故の型 | 起因物 | 発生状況 |
|-----|-----|-------------|-------------------------|------------------------------|--|
| 1 | 1月 | 土木 工事業 | 激突され | 掘削用機械 | 工場敷地内の整地工事において、手工具により地ならし作業を行っていた労働者が、後進してきたドラグ・ショベルに激突されたもの。 |
| 2 | 2月 | その他の 建設業 | 2メートル 未満からの 墜落・転落 | 掘削用機械 | くり畑で、横転したドラグ・ショベルのヘッドガードと運転席の間に被災者が横たわっているところを近所の住民が発見し、病院へ救急搬送されたもの。意識不明が続いていたが、3月に入って容体が急変し死亡したもの。 |
| 3 | 4月 | 土木 工事業 | 崩壊、倒壊 | 建築物、 構築物 | 被災者は他の作業員と一緒にコンクリート擁壁の型枠材を取り外す作業を行っていた。2人でコンクリート擁壁を挟み込み、根本付近の型枠材をハンマーで叩いたところ、被災者側にコンクリート擁壁が倒れてきて、下敷きになったもの。 |
| 4 | 4月 | 土木 工事業 | 崩壊、倒壊 | 地山、岩石 | 造成工事において掘削作業中、深さ3～4メートルの掘削箇所に進入したところ、片側切面の土砂が崩落し、2名が被災した。そのうち1名が生き埋めとなり死亡したもの。 |
| 5 | 7月 | その他の 建設業 | 2メートル 以上からの 墜落・転落 | その他の 仮設物、 建築物、 構築物等 | 工場の空調設備工事のため入場していた被災者は、工場天井裏での保温作業を行っていた。休憩のため外に出ようと天井裏を歩いていたところ、誤って人通りを通り抜けてしまい、人通り先のケイカル板に足を踏み抜き、3.6メートル下の工場廊下に墜落したもの。 |
| 6 | 7月 | 土木 工事業 | 飛来、落下 | 立木等 | 道路維持事務委託工事において、労働者Aがチェーンソーを用いて立木の枝（長さ8.25メートル、直径13センチメートル）払いを行っていたところ、切り落とした枝が交通誘導をしていた被災者に向かって倒れ、避けようとした被災者が転倒し、後頭部を強打したもの。 |
| 7 | 9月 | その他の 建設業 | 2メートル 以上からの 墜落・転落 | 屋根、はり、 もや、けた、 合掌 | 被災者は高さ約3.5メートルのスレート葺きの屋根上でスレート板の撤去作業を行っていたところ、スレートを踏み抜いて墜落し、地面に胸部を強打したもの。 |
| 8 | 12月 | 土木 工事業 | はさまれ・ 巻き込まれ | その他の 動力運搬機 | 重機運搬機の整備作業を行っていたところ、車底部のシャフトに右腕を巻き込まれたもの。 |

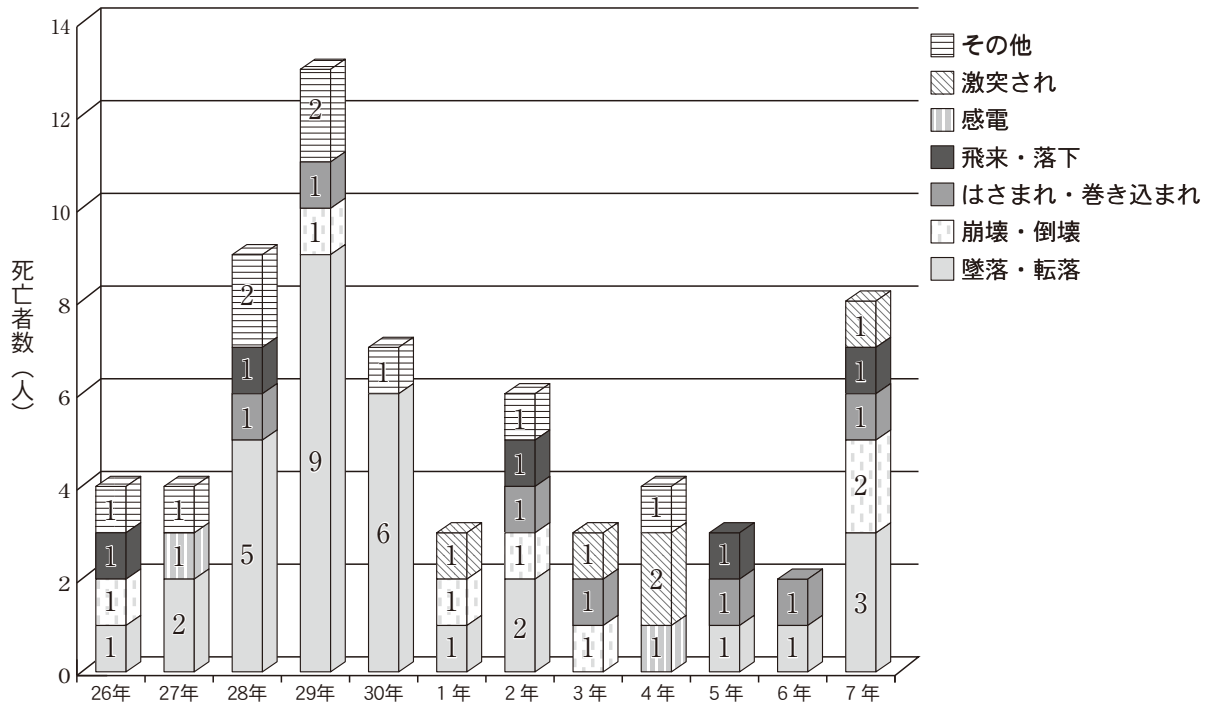
(13) 死亡者数の推移（全産業、建設業、製造業、林業）



| | 26年 | 27年 | 28年 | 29年 | 30年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 建設業 | 4 | 4 | 9 | 13 | 7 | 3 | 6 | 3 | 4 | 3 | 2 | 8 |
| 製造業 | 0 | 5 | 4 | 1 | 3 | 3 | 1 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 林業 | 3 | 1 | 1 | 1 | 0 | 2 | 0 | 3 | 2 | 2 | 0 | 1 |
| その他 | 3 | 4 | 2 | 7 | 4 | 7 | 3 | 5 | 8 | 3 | 3 | 6 |
| 合計 | 10 | 14 | 16 | 22 | 14 | 15 | 10 | 11 | 14 | 9 | 6 | 15 |
| 建設業割合 | 40% | 29% | 56% | 59% | 50% | 20% | 60% | 27% | 29% | 33% | 33% | 53% |

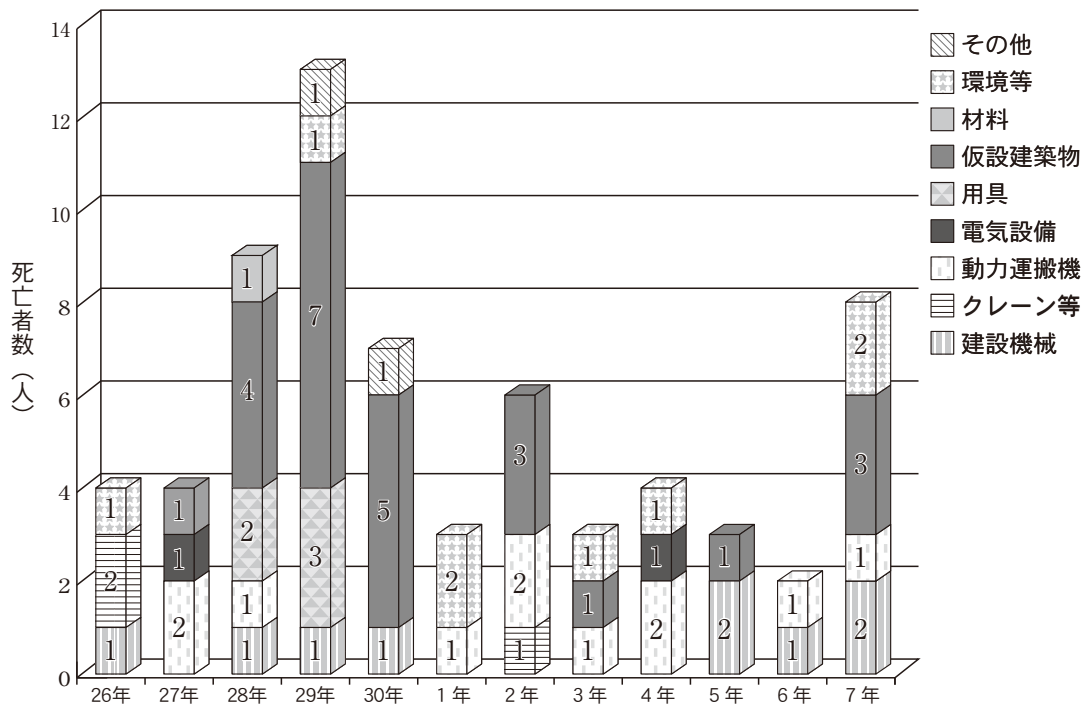
令和6年は全業種6人、建設業2人といずれも過去最少を記録したが、令和7年は全業種15人、建設業8人といずれも大幅に増加した。

(14) 事故の型別年別死亡災害発生状況（建設業）



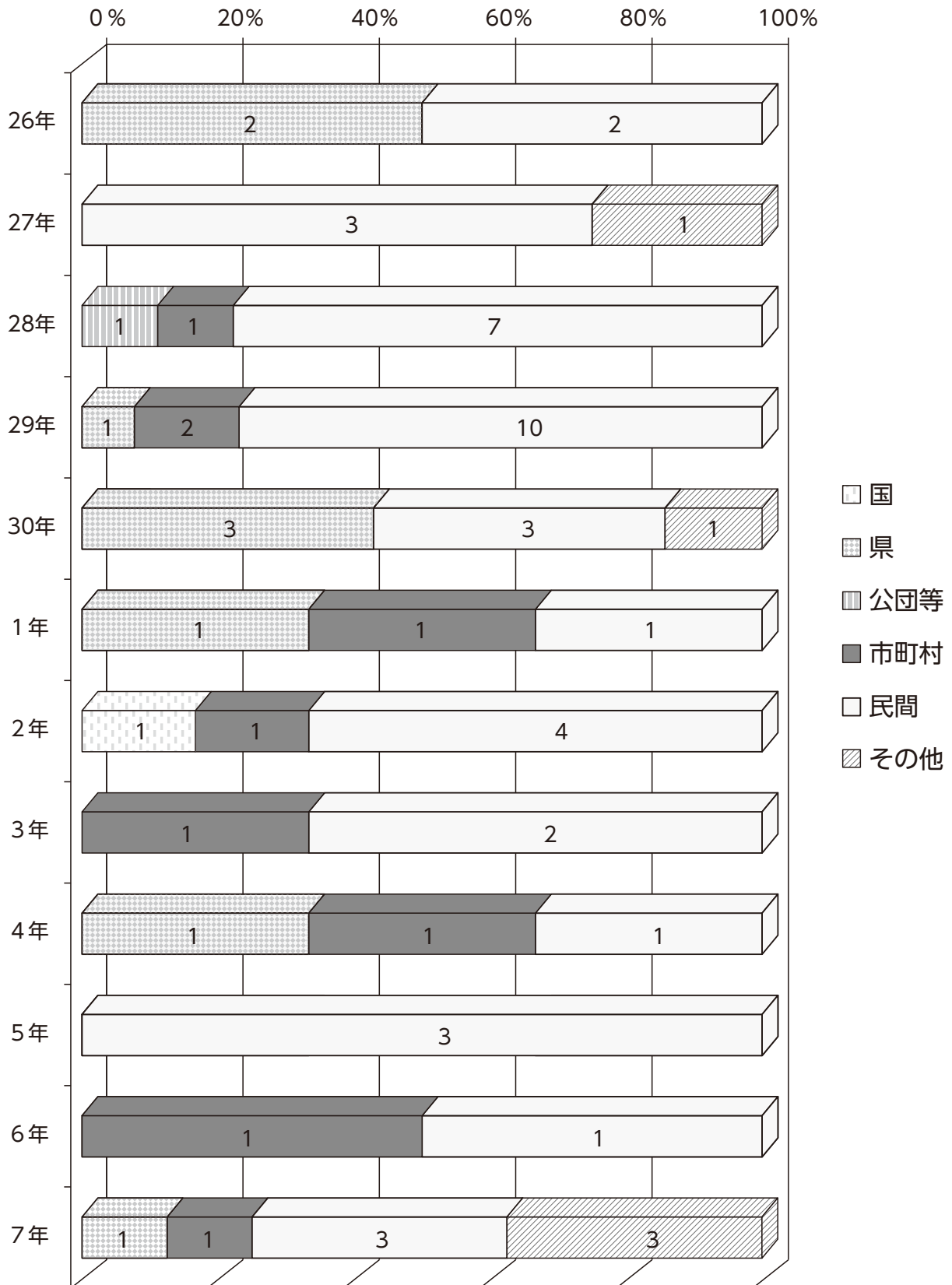
令和7年の死亡災害を「事故の型」別にみると、「墜落・転落」が3人で最も多く、続いて「崩壊・倒壊」が2人、「はさまれ・巻き込まれ」「飛来・落下」「激突され」がそれぞれ1人であった。

(15) 起因物別年別死亡災害発生状況（建設業）



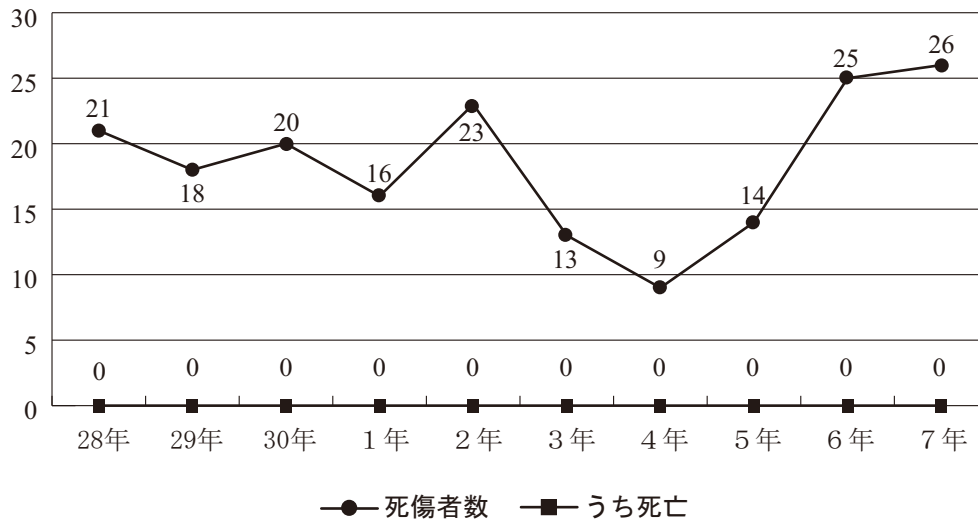
令和7年の死亡災害を「起因物」別にみると、「仮設建築物」が3人で最も多く、続いて「建設機械」「環境等」がそれぞれ2人、「動力運搬機」が1人であった。

(16) 発注機関別死亡災害の割合



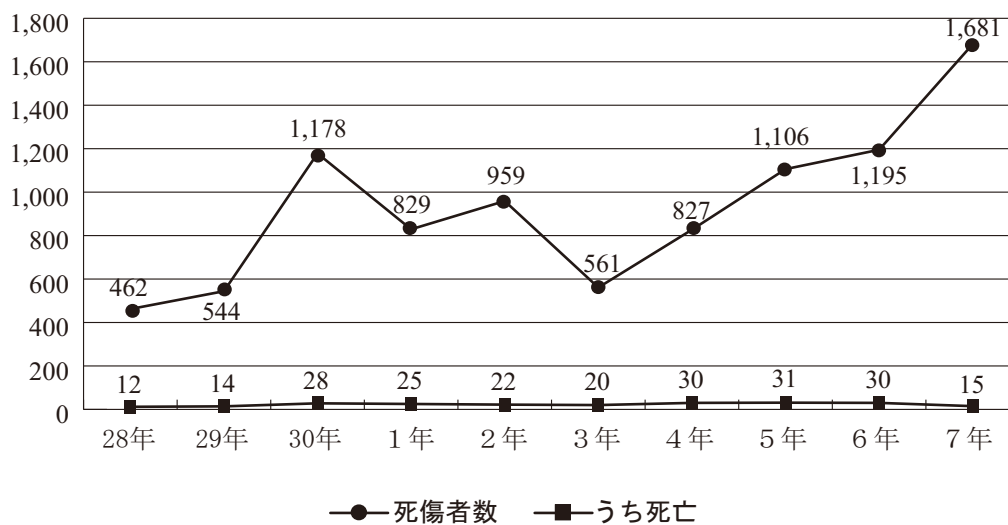
2. 熱中症

(1) 熱中症による死傷者数（休業4日以上）の推移（熊本県内）



| | 28年 | 29年 | 30年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 |
|------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|----|----|
| 死傷者数 | 21 | 18 | 20 | 16 | 23 | 13 | 9 | 14 | 25 | 26 |
| うち死亡 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

(2) 熱中症による死傷者数（休業4日以上）の推移（全国）



| | 28年 | 29年 | 30年 | 1年 | 2年 | 3年 | 4年 | 5年 | 6年 | 7年 |
|------|-----|-----|-------|-----|-----|-----|-----|-------|-------|-------|
| 死傷者数 | 462 | 544 | 1,178 | 829 | 959 | 561 | 827 | 1,106 | 1,195 | 1,681 |
| うち死亡 | 12 | 14 | 28 | 25 | 22 | 20 | 30 | 31 | 30 | 15 |

令和7年6月1日に
改正労働安全衛生規則が
施行されます

職場における 熱中症対策の強化について



熱中症による死亡災害の多発を踏まえた対策の強化について

職場における 熱中症による死亡災害の傾向

- ・死亡災害が2年連続で30人レベル。
- ・熱中症は死亡災害に至る割合が、他の災害の約5～6倍。
- ・死亡者の約7割は屋外作業であるため、気候変動の影響により更なる増加の懸念。

ほとんどが
「初期症状の放置・対応の遅れ」

早急に求められる対策

「職場における熱中症予防基本対策要綱」や「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン実施要綱」で実施を求めている事項、現場で効果を上げている対策を参考に、

現場において
死亡に至らせない
(重篤化させない)ための
適切な対策の実施が必要。

基本的な考え方



現場における対応

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、以下の「体制整備」、「手順作成」、「関係者への周知」が事業者に義務付けられます。

1 「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係作業員への周知。

※報告を受けるだけでなく、職場巡視やパディ制の採用、ウェアラブルデバイス等の活用や双方向での定期連絡などにより、熱中症の症状がある作業員を積極的に把握するように努めましょう。

2 熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ確かな判断が可能となるよう、
① 事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
② 作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順(フロー図①②を参考例として)の作成及び関係作業員への周知

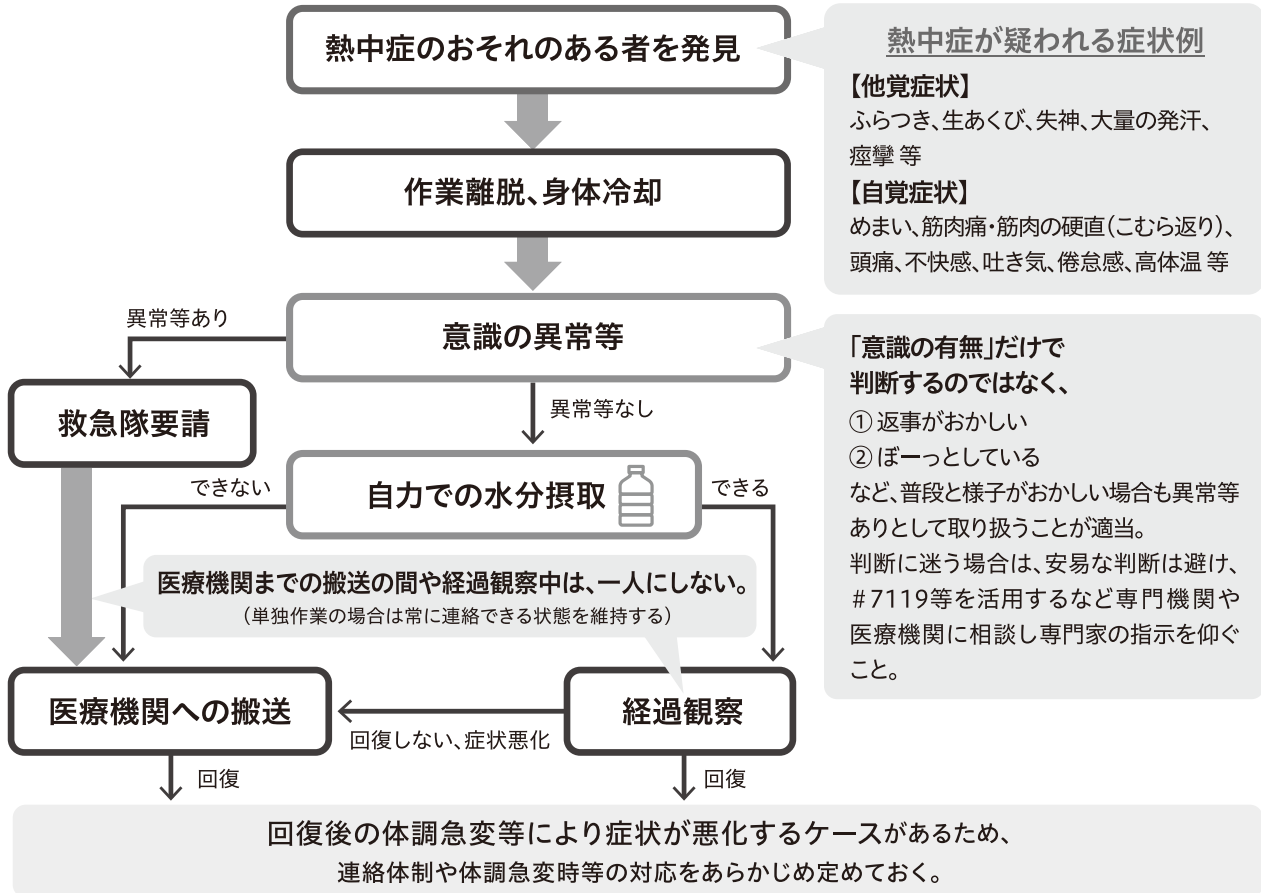
対象となるのは

「WBGT28度以上又は気温31度以上の環境下で
連続1時間以上又は1日4時間を超えて実施」が見込まれる作業

※作業強度や着衣の状況等によっては、上記の作業に該当しない場合であっても熱中症のリスクが高まるため、上記に準じた対応を推奨する。
※なお、同一の作業場において、労働者以外の熱中症のおそれのある作業に従事する者についても、上記対応を講ずることとする。

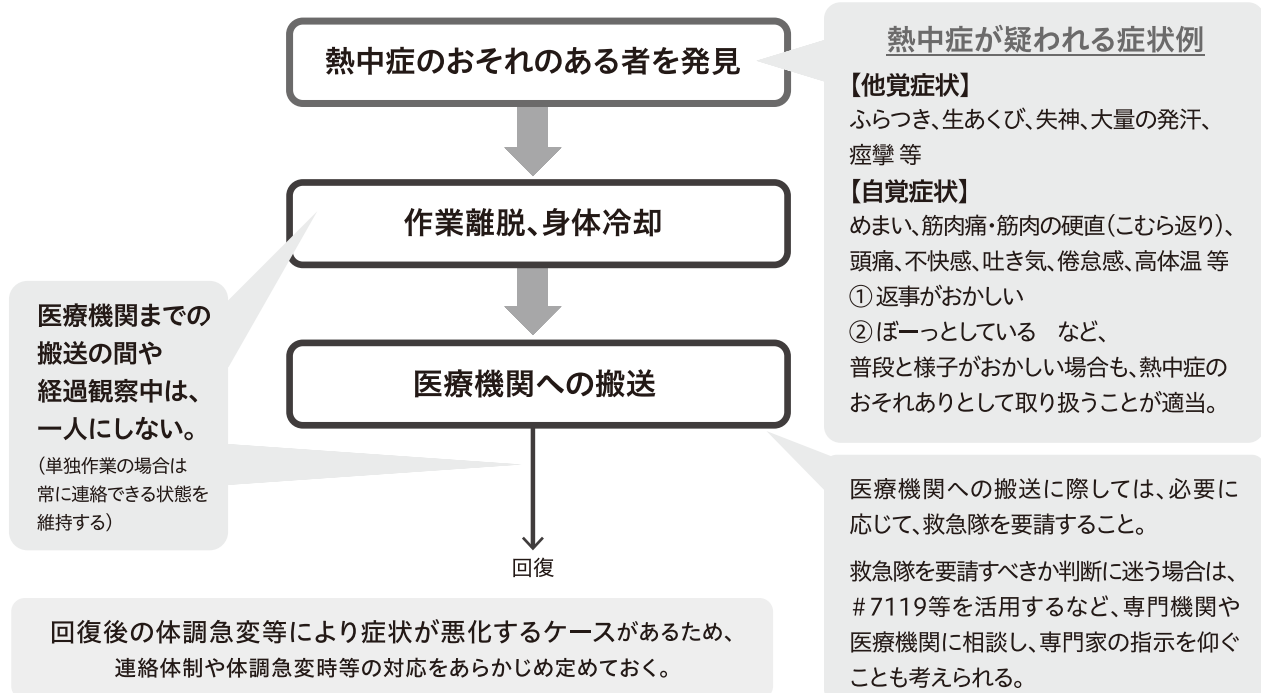
熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ①

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



熱中症のおそれのある者に対する処置の例 フロー図 ②

※これはあくまでも参考例であり、現場の実情にあった内容にしましょう。



キャンペーン期間 5月～9月 にすべきこと



環境省
熱中症予防情報
サイト



STEP
1

暑さ指数の把握と評価

JIS規格に適合した暑さ指数計で暑さ指数を随時把握
地域を代表する一般的な暑さ指数(環境省)を参考とすることも有効

STEP
2

測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

- | | | | |
|--------------------------|---|--------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> | 暑さ指数の低減 準備期間に検討した設備対策を実施 | <input type="checkbox"/> | 休憩場所の整備 準備期間に検討した休憩場所を設置 |
| <input type="checkbox"/> | 服装 準備期間に検討した服装を着用 | <input type="checkbox"/> | 作業時間の短縮 作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止 |
| <input type="checkbox"/> | プレクーリング 作業開始前や休憩時間中に深部体温を下げる | <input type="checkbox"/> | 水分・塩分の摂取 水分と塩分を定期的に摂取（水分等を携行させる等を考慮） |
| <input type="checkbox"/> | 暑熱順化への対応 熱に慣らすため、7日以上かけて作業時間の調整 ※新規入職者や休み明け作業者は別途注意すること | <input type="checkbox"/> | 健康診断結果に基づく対応 次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病 ②高血圧症 ③心疾患 ④腎不全 ⑤精神・神経関係の疾患 ⑥広範囲の皮膚疾患 ⑦感冒 ⑧下痢 |
| <input type="checkbox"/> | 日常の健康管理 当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認 | <input type="checkbox"/> | 作業中の作業者の健康状態の確認 巡視を頻繁に行い声をかける、「バディ」を組ませる等作業者にお互いの健康状態を留意するよう指導 |
| <input type="checkbox"/> | 異常時の対応 あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等の周知徹底 少しでも本人や周りが異変を感じたら、あらかじめ作成した連絡体制や対応手順等に基づき適切に対応 ※必ず一旦作業を離れ、 全身を濡らして送風 することなどにより身体を冷却 ※症状が回復しない場合は躊躇なく病院に搬送する（症状に応じて救急隊を要請） | | |

重点取組期間

7月

にすべきこと



- 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- 熱中症のおそれがある者を発見したときは、躊躇することなく救急隊を要請

(R8.2)

3. 災害事例

(1) 土砂崩壊（死亡）

発生状況

ドラグ・ショベルで掘削された溝（深さ3.5メートル、掘削面のこう配90度）の床面に降りて、土止め用の矢板を打ち込むためバールで腹起しの調整の作業を行っていたところ、背面の土砂が崩壊し腰付近まで土砂に埋まった。

発生原因

- ① 掘削溝に、土止めの設置、安全こう配による施工、土砂除去等といった、土砂の崩壊による危険防止の措置（以下「土止めの設置等」という。）を講じていなかったこと。
- ② 作業箇所及びその周辺の点検を行っていなかったこと。
- ③ 土砂崩壊の危険性の認識や安全対策に係る教育が不十分だったこと。

防止対策

- ① 事前に掘削箇所の調査を行い、調査結果を踏まえ適応する作業方法、手順を定め、その定めにより作業を行うこと。なお、土砂の崩壊による危険がある場合は、土止めの設置等（「軽量鋼矢板工法」や「建込み簡易土止め工法」などの土止め先行工法が望ましい。）の措置を講じること。
- ② 点検者を指名して、作業箇所及びその周辺を点検させ、その結果を踏まえ、必要に応じて作業方法の変更（土止めの設置等を含む。）や立ち入り禁止等の措置を講じること。
- ③ 事業者は安全確保のための指導、援助を行うとともに、リスクアセスメント、KYT（危険予知訓練）等の安全活動に取り組み、作業者の危険感受性を高めること。

崩壊した土砂



(2) 後進したドラグ・ショベルに轢かれ（死亡）

発生状況

河川改修工事現場において、ドラグ・ショベルを使用して整地・掘削作業等を行っていた区域内で、ドラグ・ショベルを後進させた時、単独で測量作業を行っていた被災者を轢いた。

発生原因

- ① ドラグ・ショベルの走行範囲への立入禁止措置や誘導者の配置を行わなかったこと。
- ② ドラグ・ショベル使用時の作業計画や社内マニュアルを定め、危険予知活動、リスクアセスメント等の安全活動を行っていたが、これらの安全活動が形骸化し安全作業が履行されていなかったこと。
- ③ 定期健康診断の結果70代の被災者は聴力が衰えていることを把握していたが、当該所見に係る医師の意見聴取を行わず、適正な配置等の配慮を行っていなかったこと。

防止対策

- ① 運転中のドラグ・ショベルに接触することにより危険が生じる箇所に作業者が立ち入らないように、立入禁止措置、誘導者の配置等の作業計画を順守すること。また、ドラグ・ショベルに自動減速・停止機能や監視・警告機能（複数カメラ）等の安全装置を装備することが望ましい。
- ② 健康診断及び医師の意見聴取等の法定の事項を実施するほか、「高年齢者の労働災害防止のための指針」に基づき、高年齢者労働災害防止対策に積極的に取り組むこと。

災害発生現場



(3) 引込線に接触し感電（死亡）

発生状況

個人宅の軒修繕工事（大工、板金作業）において、被災者が方杖の取り付け作業を行った後足場を移動していたところ、足場上を横切っていた100ボルトの引込線（絶縁被覆が損傷した箇所）に首（後頸部）が接触し感電した。

発生原因

- ① 足場上に絶縁被覆が損傷した引込線があり、労働者が作業中または通行の際に、身体等が接触し感電するおそれがあったこと。また、その引込線に防護管を装着する等の感電防止対策を講じていなかったこと。
- ② 真夏の屋外での作業であったため、作業時は多量の発汗があり、電気抵抗が低くなり電気が流れやすい状況であったと推測されること。
- ③ 低電圧の引込線であるため、感電のリスクを過小評価したこと。

防止対策

- ① 架空電線（引込線を含む）に近接する場所で作業を行う場合は、絶縁防護具の装着、電路の移設、囲い等の適切な感電防止対策を講じること。
- ② 作業環境に応じて、適切にリスクを見積もることができるよう教育を行うこと。



被災者が接触した引込線

4. 法改正

事業主・労働災害防止団体の皆さま

労働安全衛生法及び作業環境測定法 改正の主なポイントについて

令和8(2026)年1月1日から段階的に施行※されます

※一部は公布日(令和7年5月14日)に施行済み

多様な人材が安全に、かつ安心して働き続けられる職場環境の整備を推進するため、個人事業者等に対する安全衛生対策の推進や、職場のメンタルヘルス対策の推進などの措置を行う改正を行いました。

1 個人事業者等の安全衛生対策の推進

労働者と同じ場所で働く個人事業者等を労働安全衛生法による保護の対象及び義務の主体として位置づけ、注文者等や個人事業者等自身が講ずべき各種措置を定めました。

(1) 注文者等の配慮

R7.5.14施行

労働安全衛生法第3条第3項に規定されている注文者などへの注文時の施工方法や工期などに対する配慮規定について、今回の法改正により、こうした規定が建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確化しました。

(2) 混在作業場所における元方事業者等への措置義務対象の拡大

R8.4.1施行

(特定)元方事業者が混在作業場所において、自社及び関係請負人等に雇用されている労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、その対象が当該労働者から個人事業者等を含む作業従事者に拡大されました。

また、政令で定められた機械等または建築物を他の事業者に貸与する者が災害防止のために講ずべき措置について、個人事業者等に貸与する場合にも当該措置を講ずることとされました。

(3) 業務上災害報告制度の創設

R9.1.1施行

個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、厚生労働省に報告させることができることとしました。

報告主体や報告事項などの報告の仕組みの詳細は今後、関連する法令等により示すこととしています。

(4) 個人事業者等自身への義務付け

R9.4.1施行

個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けることとしました。

(5) 作業場所管理事業者への連絡調整措置の義務付け

R9.4.1 施行

作業場所管理事業者(仕事を自ら行う事業者であって、当該仕事を行う場所を管理するものをいいます。)に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から、作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられました。

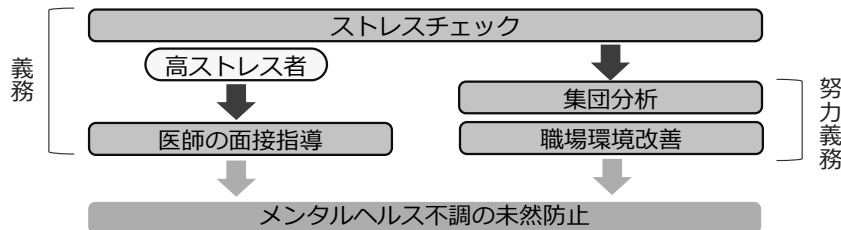
2 職場のメンタルヘルス対策の推進

公布後3年以内に政令で定める日から施行

ストレスチェックについて、現在当分の間努力義務となっている常用労働者数50人未満の事業場においても、ストレスチェックや高ストレス者への面接指導の実施が義務付けられました。

国においても小規模事業者が円滑に制度改正に対応できるよう、50人未満の事業場に即したストレスチェックの実施体制・実施手法についてのマニュアルの作成や、医師による高ストレス者への面接指導の受け皿となる地域産業保健センター(地さんぽ)の体制拡充などの支援を進めていきます。

【ストレスチェック制度の流れ】



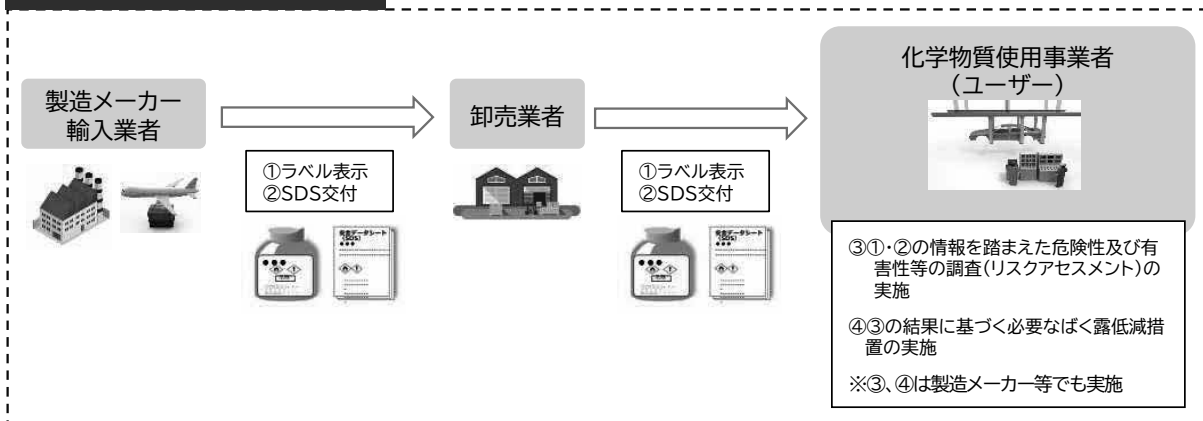
3 化学物質による健康障害対防止対策等の推進

(1) 危険性及び有害性情報の通知制度の履行確保

公布後5年以内に政令で定める日から施行

化学物質の譲渡・提供時における危険性及び有害性情報の通知(SDS:安全データシートの交付)の履行確保のため、通知義務違反に対する罰則が新たに設けられるとともに、通知事項を変更した場合の再通知が義務化されました。

化学物質管理の流れの例



(2) 営業秘密である成分に係る代替化学品名等の通知

R8.4.1 施行

SDSについて、化学物質の成分名に企業の営業秘密情報が含まれる場合においては、有害性が相対的に低い化学物質に限り、通知事項のうち成分名について、代替化学品名等(※)での通知が認められることとなりました。

なお、代替化学品名等での通知を行った事業者は実際の成分名等の情報についての記録・保存が義務付けられました。

また、当該事業者は医師が診断及び治療のために成分名の開示を求めた場合は、直ちに成分名の開示を行うことが義務付けられました。

※代替化学品名等：当該成分の化学名における成分の構造または構成要素を表す文字の一部を省略・置き換えた化学名などを言いますが、詳細な代替化学品名等の表示方法などについては国が指針を定める予定です。

なお、非開示とできるのは成分名のみであり、人体に及ぼす作用、講ずべき措置等については非開示は認められません。

(3) 個人ばく露測定の精度担保

R8.10.1 施行

危険有害な化学物質を取り扱う作業場の作業環境に関して、その場所で働く労働者が化学物質にばく露している程度を把握するために行う個人ばく露測定について、その測定精度を担保するため、個人ばく露測定を作業環境測定の一部として位置づけ、有資格者(必要な講習を受講した作業環境測定士など)が作業環境測定基準に従って行うことが義務となりました。

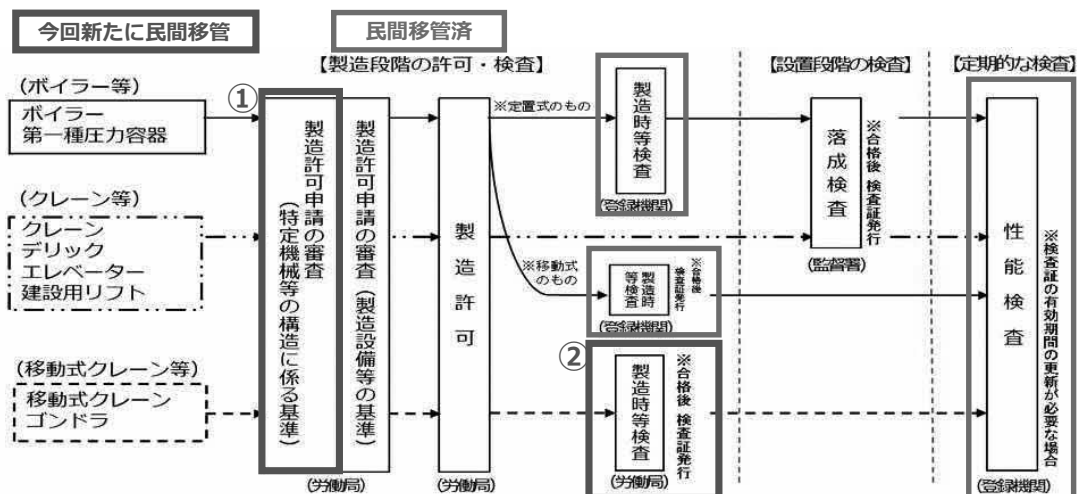
4 機械等による労働災害防止の促進等

(1) 特定機械等の製造許可及び製造時等検査制度の見直し

R8.4.1 施行

危険な作業を必要とする特定機械等(ボイラー、クレーンなど)に対して義務付けられている製造許可や製造時等検査などの制度について、

- ① 製造許可申請の審査のうち、特定機械等の設計が構造規格に適合しているかの審査について、登録を受けた民間機関が行うことが可能となりました。
- ② 製造時等検査の対象となる機械のうち、移動式クレーン及びゴンドラについても登録を受けた民間機関が検査を行うことが可能となります。あわせて、特定機械等の製造時等検査・性能検査や、個別検定・型式検定について基準を定め、登録機関がこの基準に従って検査・検定を行わなければならないこととされました。



(2) 特定自主検査及び技能講習の不正防止対策の強化

R8.1.1 施行

フォークリフトなどの一定の機械に対して義務付けられている特定自主検査について、基準を定め、登録検査業者はこの基準に従って検査を行わなければならないこととされました。

また、フォークリフトの運転業務などの業務に従事するために必要な技能講習について、不正に技能講習修了証やこれと紛らわしい書面の交付を禁止するとともに、不正を行った場合の回収命令、欠格期間の延長が規定されました。

5 高齢労働者の労働災害防止の推進

R8.4.1 施行

高齢労働者の労働災害の防止を図るため、高齢労働者の特性に配慮した作業環境の改善、作業管理などの必要な措置を講ずることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、事業者による措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

加えて

「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」も改正されました

6 治療と仕事の両立支援の推進

R8.4.1 施行

職場における治療と仕事の両立を促進するために必要な措置を講じることが事業者の努力義務となりました。

また、国において、当該措置の適切かつ有効な実施を図るための指針を定めることとしており、事業者の方には、指針に基づいた取り組みを行っていただく必要があります。

改正安衛法等に係る特設ページ
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/anzen_eihou/index_00001.html



安全衛生政策全般の紹介等
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/anzen/index.html



照会先
熊本労働局労働基準部健康安全課
〒860-8514
熊本市西区春日2-10-1
熊本地方合同庁舎A棟9階
☎(096)355-3186